

**「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」  
に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版(2)】**

（前注）

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集の結果、団体から194団体、個人から469名の意見（数字は速報値）が寄せられた。
- この資料では、原則として以下の略語を用いる。  
「中間試案」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案  
「概要」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）の（概要）欄  
「補足説明」：民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明の（補足説明）欄
- この資料では、中間試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を、【賛成】，【反対】，【その他の意見】等の区分に整理し、意見を寄せた団体の名称及び個人の人数を記載するとともに、理由等が付されているものについては、その要旨を紹介している。理由等の要旨は、その内容に応じて、団体の名称を記載した区分とは異なる区分において紹介している場合がある。
- 各団体の名称は、別添「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称で紹介している。
- 寄せられた意見の中で、表現が異なっても同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめている。
- 中間試案に掲げた個々の項目と関係がないと判断された意見や趣旨が不明であった意見などについては、この資料で紹介していない。

## 第32 事情変更の法理

契約の締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において、その事情の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当するなど一定の要件を満たすときは、当事者は、[契約の解除／契約の解除又は契約の改訂の請求]をすることができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

- ア その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること。
- イ その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること。

### 【解除・契約の改訂の双方を効果とする案に賛成】

福岡弁，改正研，親和会，早大，日建連，日司連，平田総合，埼玉青年書士，個人3名

- ・ 事情変更の法理自体は判例・学説上異論なく認められているので，これを明文化すべきである。
- ・ 明文化に際して，例外的な法理であることを強調し，要件も明確にすれば，濫用はされないのではないか。判例上異論なく認められている以上，明文化を回避することで事情変更の法理を国民一般から見えにくくし，訴訟で援用される機会を減らそうと意図することには，賛成できない。
- ・ 要件についてはほぼ通説的なものが固まっているから，それらに従う内容で，明文化すべきである。
- ・ 「当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することになること」という，様々な要素を考慮可能な要件が設定されていることから，要件として適切でないとはいえない。
- ・ 解除では対応できない事態があり得るから，契約の改訂も効果として認めるべきである。仮に解除のみとする規定が設けられると，事情変更の法理に基づく契約改訂を認めることが事実上困難となり，その結果，事情変更の法理が不必要に硬直化されるおそれがある。
- ・ 契約の改訂についてのみ裁判上の行使に限定すべきである。
- ・ 工事請負契約は長期間にわたるため，契約当初の事情が変わることも多く，震災等の発生により，労務費が急騰するなどの事情が生ずることがあるが，契約金額の増額等が認められるケースは少ない。事情変更の法理が規定されることで，増額請求が認容されるケースが増え，発注者・請負人間の対等な関係維持が可能になる。

### 条件付きで賛成

(事情変更の法理が例外であることを法文上明記することを条件とする意見)

- ・ 濫用防止及びその適用範囲について誤ったメッセージを与えない観点から，契約締結後に生じた事情の変更は契約の拘束力に影響を及ぼさないという原則をまず明記すべきである。

(要件をより限定的にすることを条件とする意見)

- ・ 事情変更の法理は，極めて例外的な場合にしか適用されない法理であると考えられるから，その趣旨をより明確にするべく，要件をより限定的にすべきである。
- ・ 例えば，「極めて」著しい変更があった場合で，その変更が「当事者に起因しない原因」によって生じ，当事者がその変更を「まったく予知」できず，「当初の契約内容を維持することが一方当事者に極めて大きな負担を強いることとな

る」とするなど、他の条文には現れない表現を採用すべきである。

(契約解除等は裁判上の行使に限定することを条件とする意見)

- ・ 事情変更の法理は例外的な法理であるから、濫用を防ぐため、これに基づく解除権等の行使は裁判上行うものとするべきである。

(労働契約への適用を除外することを条件とする意見)

- ・ 労働契約については、適用すべきでない。

#### 【解除のみを効果とする案に賛成】

札幌弁、横浜弁、東弁倒産法、仙台弁、東弁、日弁連、愛知弁司法制度調査委、二弁、個人2名

- ・ 裁判所が契約の改訂を命じることは司法の限界を超えるものである。
- ・ 解除という重大な効果と結びついていることで、その適用が非常に例外的になる一方、当事者は和解で適切な解決を模索することとなり、妥当な解決が得られる。裁判所に契約変更権を認めることは、契約という当事者の意思に基づく行為の解決としては不適切である。

※ 【解除のみを効果とする案に賛成】についても、【解除・契約の改訂の双方を効果とする案に賛成】の「条件付きで賛成」と同様の意見があった。

#### 【効果を具体的に規定しない案に賛成】

大阪弁

- ・ 契約の改訂について議論が尽くされていないものの、将来の議論を縛ることなく、信義則の適用としての柔軟な解決が図られるようにするため、事情変更の法理の効果は具体的に規定しないこととするべきである。

#### 【引き続き検討すべきとする意見】

日弁連消費者委、沖縄弁法制委、大分弁、TMI、全中、損保協、全信組協

#### 【反対】

日商・東商、生保協、国際企業法務、貿易会、土地総合研、ガス協、立大、広島弁、全宅連、サービサー協、濱口他、虎門、車販協、広大、電情産協、日本GE、堂島、JCFA、日大、長島大野常松、新経連、改めて見直す会、経営法友会、労働弁、連合、全銀協、一弁、最高裁（非常に多数）、長野弁、経団連、VC協、不動産証券化協、不動産流通協、虎ノ門国際、チェーンストア協、日証協、貸金業協、自動車リース協、自工会、個人4名

- ・ 事情変更の法理は、信義則の具体化として認められたケースもあるが、最高裁での肯定事例はなく、契約の拘束力を否定する極めて例外的な法理であるから、このような法理を明文化する必要に乏しく、かえって広く適用可能性があるとの誤解を与える。

- ・ 事情変更の法理が明文化された場合、債務の履行拒絶や弁済条件の変更などに関して、訴訟の内外を問わず、濫用的な主張や独自の主張を招く危険性が高い。
- ・ 事情変更の法理を明文化する必要性は低く、これが適用されるべき事案においては信義則に基づき個別具体的事情に即して妥当な解決を図るとすることで十分であり、かつ、適切であるから、一律の明文の規定を設けることには適さない。
- ・ 事情変更の法理を適切に限定的な要件の下で明文化することは困難である。
- ・ あまりに厳格な要件や手続の下で明文化した場合には、特に長期継続契約においては契約の前提となった事情が著しく変化することもあり得るところ、逆に不合理な結果となることも懸念される。
- ・ 契約実務上、事情変更の原則を明文で規定し、その効果について個別の事案に応じて設定しているという場合もあり、民法で規定すると実務の運用に支障が生ずるおそれがある。
- ・ 「契約の改訂」については、第三者である裁判官が適切に改訂することができるのか疑問があるし、当事者の予測可能性を著しく損なう。
- ・ 労働契約の分野にも事情変更の法理が適用されるとすれば、使用者に新たに労働条件変更の手段を与えることになるし、労働組合の意見・協議手続を組み入れるなど、特別法（労働契約法）の中で慎重な検討が不可欠である。そうした検討を欠いたまま、民法に総則的規定を置くのは安易に過ぎる。
- ・ 効果が解除だけであれば、引き続き信義則に委ねればよく、契約の改訂まで含めるのであれば、継続的契約の規律をブラッシュ・アップする方向で検討すればよいのではないか。

#### 【その他の意見】

- ・ 当事者の再交渉を要件とするか否かについては、再交渉が拒絶された場合の効果等につき、さらに学説・判例における議論を尽くす必要があり、今般の立法によって一定の方向性を示すことは控えるべきである。（早大）
- ・ 規定の位置付けとしては、例外的な契約の履行障害事由として、契約の履行・解除に関する補足規定とすべきではないか。（慶大）

(別紙)

意見提出団体とその略称対比表

団体名	略称
愛知県弁護士会司法制度調査委員会	愛知弁司法制度調査委
愛知中小企業家同好会	愛知中企同
足立区消費者センター	足立消セン
アンダーソン・毛利・友常法律事務所有志	アンダーソン毛利友常
一般社団法人音楽電子事業協会	音電協
一般社団法人外国損害保険協会	外国損保協
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	建設コンサル協
一般社団法人住宅生産団体連合会	住団連
一般社団法人情報サービス産業協会	情報サービス協
一般社団法人新経済連盟	新経連
一般社団法人信託協会	信託協
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク	銀行資金決済ネット
一般社団法人全国サービス協会	サービス協
一般社団法人全国信用金庫協会	全信協
一般社団法人全国信用組合中央協会	全信組協
一般社団法人全国信用保証協会連合会	全信保連
一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会	電情産協
一般社団法人投資信託協会	投資信託協
一般財団法人土地総合研究所	土地総合研
一般社団法人日本映像ソフト協会	映像ソフト協
一般社団法人日本音楽著作権協会	JASRAC
一般社団法人日本ガス協会	ガス協
一般社団法人日本共済協会	共済協
一般社団法人日本クレジット協会	クレ協
一般社団法人日本建設業連合会	日建連
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会基本問題検討特別委員会	建築士協
一般社団法人日本資金決済業協会	資金決済協
一般社団法人日本自動車工業会	自工会
一般社団法人日本自動車販売協会連合会	車販協

一般社団法人日本自動車リース協会連合会	自動車リース協
一般社団法人日本倉庫協会	日倉協
一般社団法人日本損害保険協会	損保協
一般社団法人日本動画協会	日本動画協
一般社団法人日本ビルディング協会連合会	ビル協
一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会	VC協
一般社団法人日本貿易会	貿易会
一般社団法人不動産協会	不動協
一般社団法人不動産証券化協会	不動産証券化協
一般社団法人不動産流通経営協会	不動産流通協
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	モバコンフォーラム
一般社団法人流動化・証券化協議会民法改正ワーキング・グループ	流動証券協
茨城県建築連合会	茨城建連
医療過誤問題研究会	医療過誤研
医療問題弁護団	医療弁
岩田合同法律事務所	岩田合同
牛島総合法律事務所	牛島
ABL協会	ABL協
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	ライフリンク
NPO法人福岡・翼の会	翼の会
愛媛法学会民法改正検討会	愛媛法学会
大分県弁護士会	大分弁
大阪司法書士会	大阪書士
大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科民法担当教員	阪大
大阪弁護士会	大阪弁
大阪弁護士会交通事故委員会有志	大阪弁交通委
岡山県建設労働組合	岡山建労組
沖縄弁護士会	沖縄弁
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁法制委
オリックス株式会社	オリックス
立教大学 角紀代恵 他5名	立大
株式会社アトリウム	アトリウム
株式会社インデックス	インデックス
株式会社進栄産業	進栄産業

株式会社日本証券クリアリング機構	クリアリング機構
株式会社ほふりクリアリング・株式会社証券保管振替機構	ほふり・保振
過労死弁護団全国連絡会議	過労死弁連
九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団	医療問題福岡弁護団
京都弁護士会	京都弁
金融法委員会有志	金融法委
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	クリフォードチャンス
群馬弁護士会	群馬弁
経営法友会	経営法友会
慶應義塾大学法学部・法科大学院民法専任者会議	慶大
経済同友会	同友会
経済法令研究会債権法改正研究会	経済法令研
欠陥住宅被害全国連絡協議会	欠陥住協
公益社団法人全国消費生活相談員協会	全相協
公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部消費者契約研究会	全相協関東
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会	全宅連
公益社団法人全日本不動産協会	全不協
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会	NACS
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	日管協
公益社団法人リース事業協会	リース事業協
国際企業法務協会	国際企業法務
国際取引法フォーラム有志	国際取引
コンビニ・フランチャイズ問題弁護士連絡会	コンビニ問題弁連
債権法改正を考えるヨラテングファンの会	ファンの会
最高裁判所	最高裁
埼玉県弁護士会	埼玉弁
埼玉青年司法書士協議会	埼玉青年書士
在日米商工会議所	A C C J
札幌弁護士会	札幌弁
JR各社	JR
静岡県司法書士会	静岡書士
下森定 他1名	下森他
社団法人生命保険協会	生保協

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社	リート
自由法曹団市民問題委員会	自由法曹団
松柏行政書士事務所	松柏行政書士
全国共済農業協同組合連合会	JA共済
全国競売評価ネットワーク	競売評価ネット
全国証券問題研究会	証券問題研
全国信販協議会	信販協
全国青年司法書士協議会	全国青司協
全国繊維科学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)	UAゼンセン
全国中小企業団体中央会	全中
全国B型肝炎訴訟弁護団	B型肝炎弁護団
仙台弁護士会	仙台弁
全保連株式会社	全保連
損害保険労働組合連合会	損保労組
第一東京弁護士会	一弁
第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会有志	一弁総研
第二東京弁護士会	二弁
田中利美 他51名	田中他
中小企業家同友会全国協議会	中企同協
中部弁護士会連合会司法制度調査委員会	中弁連司法制度調査委
TMI総合法律事務所弁護士有志	TMI
電話リース被害大阪弁護団	電話リース大阪
TOA株式会社	TOA
ドイツ民法研究会有志	ドイツ研
東京グリーン法律事務所	東京グリーン
東京青年司法書士協議会	東京青司協
東京税理士会制度部	東税制度部
東京地方税理士会制度部	東地税制度部
東京地方税理士会調査研究部	東地税調査研究部
東京中小企業家同友会	東京中企同
東京都民銀行	都民銀
東京弁護士会	東弁
東京弁護士会倒産法部会	東弁倒産法
東京弁護士会法友全期会	東弁全期会



堂島法律事務所有志	堂島
特定非営利活動法人NORS	NORS
特定非営利活動法人かわさきコンシューマーネット	かわさき
特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会	後遺障害者家族会
特定非営利活動法人消費者支援機構関西	消費者支援関西
特定非営利活動法人消費者機構日本	消費者機構日本
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	消費者支援福岡
特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会	東京脳機能協
栃木県建設労働組合	栃木建労組
虎門中央法律事務所債権法改正検討チーム	虎門
長島・大野・常松法律事務所有志	長島大野常松
長野県弁護士会	長野弁
名川・岡村法律事務所	名川・岡村
西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	西川シドリー
西村あさひ法律事務所	西村あさひ
日本貸金業協会	貸金業協
日本クレジットカード協会	クレカ協
日本経済団体連合会	経団連
日本GE株式会社	日本GE
日本司法書士会連合会	日司連
日本証券業協会	日証協
日本商工会議所・東京商工会議所	日商・東商
日本消費者金融協会(JCFA)	JCFA
日本大学法学部民事法研究会	日大
日本チェーンストア協会	チェーンストア協
日本知的財産協会	知財協
日本電子決済推進機構	電子決済機構
日本弁護士連合会	日弁連
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会	日弁連消費者委
日本弁理士会知財活用推進委員会	弁理士会知活委
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	マルチペイ協
日本労働組合総連合会	連合
日本労働弁護団債権法プロジェクトチーム	労働弁
脳外傷友の会「しずおか」	脳外傷友の会
農林中央金庫	農中

橋口祐介 他1名	橋口他
濱口博史 他11名	濱口他
兵庫県弁護士会	兵庫弁
平田総合法律事務所	平田総合
広島弁護士会	広島弁
福岡県司法書士会	福岡書士
福岡県弁護士会	福岡弁
弁護士法人アヴァンセリーガルグループ・弁護士(パートナー)	アヴァンセ
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所・一般社団法人日本企業 再建研究会	虎ノ門国際
法曹親和会	親和会
保証人紹介業問題被害者の会	保証人紹介業被害者会
保証被害対策全国会議	保証被害会議
広島大学民法担当教員 堀田親臣 他6名	広大
丸の内総合法律事務所	丸の内総合
三重弁護士会	三重弁
三菱電機株式会社	三菱電機
民法改正の必要性を改めて見直す会	改めて見直す会
「民法の改正を考える」研究会	改正研
森・濱田松本法律事務所有志	森濱田松本
ヤフー株式会社	ヤフー
山梨県弁護士会	山梨弁
預金保険機構	預保
横浜弁護士会	横浜弁
43条対策会議	43条対策
リース被害京都弁護団	リース京都
利息制限法金利引下実現全国会議	利限法会議
流通系クレジット会社協議会	流通クレ協
早稲田大学民法改正研究会	早大